

平成30年 8 月 21 日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府市地方独立行政法人  
大阪産業技術研究所評価委員会  
委員長 田口 隆久  
(事務局 大阪府商工労働部中小企業支援室  
ものづくり支援課)

意 見 書

地方独立行政法人大阪産業技術研究所における出資等に係る不要財産の納付について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第42条の2第5項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第42条の2第1項の規定に基づき認可することについて、異存はない。

以上